## ◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(稲葉昭宏君) 日程第4、議案第87号 平成28年度松崎町温泉事業会計補正予算(第1号) についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長(齋藤文彦君) 議案第87号は、平成28年度松崎町温泉事業会計補正予算(第1号)についてです。

詳細は担当課長をして説明します。

(生活環境課長 高橋良延君 提案理由説明)

○議長(稲葉昭宏君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6番(福本栄一郎君) 14ページで、資本的収入及び支出で繰入金として県から80万円、それに伴って急傾斜工事による補償費と言いましたけれども、改良費が300万円、差引220万円が持ち出し。これについて、急傾斜は町の要望があってやるということでしょうけれども、本来は、支障を来すから損失補償として全額・・、元どおりにしてください。協力しますから元どおりにしてくださいというのは、これは本来の一般的な考え方ですよ。

ですから町でやってください、県のために・・。じゃあ、個人だったらば、これじゃあ損だから全額・・・、個人でしたらば反対します。元どおりにしてくれれば協力しますとなると思うんですけれども、この辺の県との交渉の仕方、220万円持ち出さなければならないでしょう。300万円の工事に対して80万円しか補償されていない。じゃあ、220万円はどうするか、その辺の県への交渉の経過を教えていただけませんか。

○生活環境課長(高橋良延君) ただいま、14ページのところですね。工事請負費が、今回県の 工事によって300万円かかってきたと、それに対する県のお金が80万円しか出てこないというよ うなことで、そこはどういうことかということで、ご質問があったと思います。

この県の急傾斜工事を行うにあたりまして、8号源泉というのは桜田のしいたけショップ平野さんのところがありますけれど、そこから上流に上がっていったどん詰まりのところにある源泉設備でございますけれども、ここが8号源泉というところでございます。そこは、いま県の急傾斜工事を行っておりまして、それで県の急傾斜で擁壁を設置するにあたりまして、この温泉管が支障が出てきたということで、県から話があったという経緯でございます。

当然そこで県の方からありまして、私どもは交渉を・・、県の方も移設をお願いしたいということであったわけですけれども、補償工事には当然該当するわけです。ただ、県の補償算定基準というのがありまして、それによって温泉管の減耗率を控除した、いわゆる残価分ですね。これを補償するということで、県の補償算定基準ではなっているので、そこは減耗分を控除した残価分というのは、ここは温泉管を布設してから25年経過している管でございますけれども、それを、残価分を計算いたしますと28パーセント位ですね。減耗を差し引いて、残価分が28パーセント、その程度だということですから、工事費に対する残価分28パーセント、これの補償というようなことで、県の方からまず話し合いの中であったわけです。

ただ、そうはいいましても、うちの方は県の事情でやるんですから、何とかそこのところは上げるような形ではいかないですかというような交渉は何回となくしたわけですけれども、やはり県の方で決められたそういった算定基準というようなことがあるという中で、この残価分の80万円というようなことで、そこで話をしているわけです。

ただ、今後については、その算定基準が必ず本当にきちっとやらなければならないのかうん ぬんを含めまして、もうちょっと交渉の余地があるのかどうかを含めまして、まだ最終的にこ の補償額というのは決められていないものですから、ここは県には申し出はしていきたいなと 思います。以上です。

○6番(福本栄一郎君) 県の損失補償基準があるから、布設して25年経っているから減耗率を 考慮して・・、だったらば、やんなければ25年経っているでしょう、ただ、うちの方は、急傾 斜工事は賛成しますから元どおりにしてください。減耗率なんていうのは関係ないじゃないで すか。何年経とうと・・、いま使っているでしょう、現に、支障なく。

ですから、これは公営企業会計だから企業感覚・・、利益追求・・、民間の企業と同じような考えでいいと思いますよ。いわゆる企業会計で、皆さんからの使用料でまかなっている。一般会計も税金で・・、それは同じでしょうけれども・・。なんで・・、その工事が・・いいですか。スタート時点が・・、その工事がなければ、220万円を持ち出すことはないじゃないですか。これが企業感覚だと思いますよ。だったらば別に・・、先ほど・・、繰り返しますけれども、個人だったらば損しますから、元どおりにしてくれれば賛成します。これは個人の考え方だと思うんです。だったらば県の補償基準があるから減耗率・・、そんなことは全く関係ないことなんじゃないですか。ただ、うちは工事に協力しますから、元どおりに支障なく通してください。それでいいじゃないですか。

だから220万円・・。だから今後の・・、引き続いてやるのかどうか、その辺を確認いたしま

す。

○生活環境課長(高橋良延君) これはとりあえず、県の算定基準ということは、私は申し上げましたけれども、これについてはまだ決定したものではございませんので、こちらはなるべく・・、県の事情によるものですから、我われもそれは主張しているところでございます。ですから、極力この工事費に近い形で補償額をいただきたいというようなことでは引き続き交渉といいますか、申し上げていきたいなということで思っております。

ただ、県としましては、こちらを新しい管に布設替えするものですから、そこのところはや はり減耗率のところは考慮させてもらいたいというようなことで、県の方からはいってきてい るということでございます。

- ○町長(齋藤文彦君) 私もこの話を聞いた時は非常に、福本君と同じで理不尽で、県の方と話を含しているわけですけれども、わかるわけで、これからどういうふうな形になるかわかりませんけれども、県に話していきたいなと思っています。
- ○6番(福本栄一郎君) ですから再度、引き続いてね、県も・・、いいですか。県が工事が終わります、さようなら。職員が異動になっていく。こちらだってもちろん役場ですから、異動もあるでしょうけれども、そういったことはないように、もう一歩も二歩も踏み込んで県へと交渉したらどうですか。これは予算がわずかです、ごくわずか。県は・・、昨日の関係でも言いましたけれども、約1兆2000億円、大金持ちなんですよ。なんでこの弱小の町村・・、しかも特別会計の温泉会計で・・、新規加入も入ってこない。自転車操業的にやり繰りしている・・、これがいま貯金があったって、ちょっとした地震でもくれば、もう吹っ飛んでしまいますよ。わずか340~350件、観光地を標榜している松崎町が温泉がなければ来ないです。その辺のことを考慮して、いかにしてやり繰りしてやっていく・・、まさしく企業感覚で・・、再度・・、県にあきれられるくらい交渉して220万円の埋め合わせを何とかしてくれないかという、その決意をお願いします。
- ○生活環境課長(高橋良延君) 私は、先ほど何度も言っていますけれども、これが決定したものではございませんので、極力工事にかかる300万円、こちらについて近い形で補償額を出してくれということについては、引き続き交渉はしてまいりたいと思います。これは決定したものではございませんので、まだ交渉の余地はあると考えておりますので、以上でございます。
- ○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(稲葉昭宏君) 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これ

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(稲葉昭宏君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(稲葉昭宏君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第87号 平成28年度松崎町温泉事業会計補正予算(第1号)についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時37分)